

参考資料

令和2年3月2日

令和2年第1回神奈川県議会定例会

文教常任委員会資料  
(附属資料)

(令和2年2月26日付託分)

教育委員会

目 次

ページ

I	神奈川県職員定数条例 新旧対照表	1
II	市町村立学校職員定数条例 新旧対照表	2
III	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例 新旧対照表	3
IV	学校職員の給与等に関する条例 教育職給料表（令和元年度の改定）	5
V	学校職員の給与等に関する条例 新旧対照表	9
VI	体育センター等の特定事業契約の変更の内容	12

I 神奈川県職員定数条例（昭和24年神奈川県条例第46号）新旧対照表

令和2年4月1日適用

改 正		現 行			
(職員の定数)		(職員の定数)			
第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。		第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。			
事務部局の区分	定数	事務部局の区分	定数		
知 事	(略)	知 事	(略)		
公 営 企 業 管 理 者		公 営 企 業 管 理 者			
議 会		議 会			
選 挙 管 理 委 員 会		選 挙 管 理 委 員 会			
監 査 委 員		監 査 委 員			
人 事 委 員 会		人 事 委 員 会			
教 育 委 員 会 (学校以外の教育機関を含む。)	751 人	教 育 委 員 会 (学校以外の教育機関を含む。)	772 人		
教育委員会	校長及び教員	12,099 人	教育委員会	校長及び教員	12,257 人
の 所 管 に	その他の職員	1,094 人	の 所 管 に	その他の職員	1,113 人
属する学校	小 計	13,193 人	属する学校	小 計	13,370 人
労 働 委 員 会	(略)	労 働 委 員 会	(略)		
神奈川海区漁業調整委員会		神奈川海区漁業調整委員会			
合 計		合 計			
2 (略)		2 (略)			
3 (略)		3 (略)			

Ⅱ 市町村立学校職員定数条例（昭和26年神奈川県条例第40号）新旧対照表

令和2年4月1日適用

改 正	現 行																								
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学 校 の 種 別</th> <th style="text-align: center;">定 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小 学 校</td> <td style="text-align: center;"><u>9,388</u> 人</td> </tr> <tr> <td>中 学 校</td> <td style="text-align: center;"><u>5,453</u> 人</td> </tr> <tr> <td>特 別 支 援 学 校</td> <td style="text-align: center;"><u>183</u> 人</td> </tr> <tr> <td>高 等 学 校 (定時制の課程を置くもの)</td> <td style="text-align: center;">19 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;"><u>15,043</u> 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	学 校 の 種 別	定 数	小 学 校	<u>9,388</u> 人	中 学 校	<u>5,453</u> 人	特 別 支 援 学 校	<u>183</u> 人	高 等 学 校 (定時制の課程を置くもの)	19 人	合 計	<u>15,043</u> 人	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学 校 の 種 別</th> <th style="text-align: center;">定 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小 学 校</td> <td style="text-align: center;"><u>9,351</u> 人</td> </tr> <tr> <td>中 学 校</td> <td style="text-align: center;"><u>5,456</u> 人</td> </tr> <tr> <td>特 別 支 援 学 校</td> <td style="text-align: center;"><u>173</u> 人</td> </tr> <tr> <td>高 等 学 校 (定時制の課程を置くもの)</td> <td style="text-align: center;">19 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;"><u>14,999</u> 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	学 校 の 種 別	定 数	小 学 校	<u>9,351</u> 人	中 学 校	<u>5,456</u> 人	特 別 支 援 学 校	<u>173</u> 人	高 等 学 校 (定時制の課程を置くもの)	19 人	合 計	<u>14,999</u> 人
学 校 の 種 別	定 数																								
小 学 校	<u>9,388</u> 人																								
中 学 校	<u>5,453</u> 人																								
特 別 支 援 学 校	<u>183</u> 人																								
高 等 学 校 (定時制の課程を置くもの)	19 人																								
合 計	<u>15,043</u> 人																								
学 校 の 種 別	定 数																								
小 学 校	<u>9,351</u> 人																								
中 学 校	<u>5,456</u> 人																								
特 別 支 援 学 校	<u>173</u> 人																								
高 等 学 校 (定時制の課程を置くもの)	19 人																								
合 計	<u>14,999</u> 人																								

Ⅲ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年神奈川県条例第67号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条・第2条（略） （教職調整額の支給等）</p> <p>第3条 公立の義務教育諸学校等の教育職員 （学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号。以下「給与条例」という。）に規定する教育職給料表の適用を受ける者に限る。第3項、<u>第5条から第7条まで</u>において同じ。）のうちその属する職務の級がこれらの給料表の1級、2級又は3級である者には、その者の給料月額<del>の100分の4</del>に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第4条（略） （時間外勤務に関する基本的態度）</p> <p>第5条 公立の義務教育諸学校等の教育職員については、勤務時間（学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号）第2条第1項の勤務時間をいう。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間（<u>同条第4項</u>の正規の勤務時間をいう。以下この条及び第7条第1項において同じ。）外の勤務をいい、休日（同条例第4条の休日をいう。）における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次条において同じ。）は、命じないものとする。</p> <p>第6条（略） <u>（業務量の適切な管理等に関する指針の策定等）</u></p> <p>第7条 <u>神奈川県教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他公立の義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（次項において単に「指針」という。）を定めるものとする。</u></p>	<p>第1条・第2条（略） （教職調整額の支給等）</p> <p>第3条 公立の義務教育諸学校等の教育職員 （学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号。以下「給与条例」という。）に規定する教育職給料表の適用を受ける者に限る。第3項、<u>第5条及び第6条</u>において同じ。）のうちその属する職務の級がこれらの給料表の1級、2級又は3級である者には、その者の給料月額<del>の100分の4</del>に相当する額の教職調整額を支給する。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第4条（略） （時間外勤務に関する基本的態度）</p> <p>第5条 公立の義務教育諸学校等の教育職員については、勤務時間（学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号）第2条第1項の勤務時間をいう。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間（<u>同条第3項</u>の正規の勤務時間をいう。<u>この条</u>において同じ。）外の勤務をいい、休日（同条例第4条の休日をいう。）における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次条において同じ。）は、命じないものとする。</p> <p>第6条（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

改 正	現 行
<u>2 神奈川県教育委員会は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</u>	

IV 学校職員の給与等に関する条例 教育職給料表（令和元年度の改定）

※「改定額」は現行の給料月額との比較

職員の区分	職務の級 号給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	<u>160,000</u>	2,100	<u>175,800</u>	1,900	<u>253,800</u>	1,700	<u>293,000</u>	1,700	406,700	
	2	<u>161,500</u>	2,100	<u>177,900</u>	1,900	<u>256,200</u>	1,600	<u>295,600</u>	1,700	408,200	
	3	<u>163,000</u>	2,100	<u>180,000</u>	1,900	<u>258,700</u>	1,600	<u>298,500</u>	1,700	409,700	
	4	<u>164,500</u>	2,100	<u>182,200</u>	1,900	<u>261,000</u>	1,600	<u>300,900</u>	1,600	411,200	
	5	<u>166,100</u>	2,000	<u>184,200</u>	1,900	<u>263,600</u>	1,600	<u>303,400</u>	1,600	412,600	
	6	<u>168,000</u>	2,000	<u>186,400</u>	1,900	<u>266,000</u>	1,600	<u>305,700</u>	1,500	414,000	
	7	<u>169,800</u>	2,000	<u>188,600</u>	1,900	<u>268,200</u>	1,600	<u>308,000</u>	1,500	415,500	
	8	<u>171,600</u>	2,000	<u>190,800</u>	1,900	<u>270,400</u>	1,600	<u>310,400</u>	1,500	417,100	
	9	<u>173,300</u>	1,900	<u>193,000</u>	1,800	<u>272,500</u>	1,600	<u>312,800</u>	1,500	418,500	
	10	<u>175,400</u>	1,900	<u>195,800</u>	1,800	<u>274,700</u>	1,600	<u>315,200</u>	1,300	419,900	
	11	<u>177,400</u>	1,900	<u>198,500</u>	1,800	<u>276,900</u>	1,600	<u>317,900</u>	1,300	421,300	
	12	<u>179,400</u>	1,900	<u>201,200</u>	1,800	<u>278,800</u>	1,500	<u>320,800</u>	1,300	422,600	
	13	<u>181,300</u>	1,800	<u>204,000</u>	1,700	<u>281,100</u>	1,500	<u>323,200</u>	1,300	423,900	
	14	<u>183,500</u>	1,800	<u>205,700</u>	1,700	<u>283,000</u>	1,400	<u>325,100</u>	1,200	425,300	
	15	<u>185,700</u>	1,800	<u>207,400</u>	1,700	<u>284,900</u>	1,400	<u>327,000</u>	1,100	426,700	
	16	<u>187,900</u>	1,800	<u>209,100</u>	1,700	<u>286,900</u>	1,400	<u>329,100</u>	900	428,100	
	17	<u>190,100</u>	1,700	<u>210,900</u>	1,700	<u>288,600</u>	1,300	<u>331,100</u>	900	429,300	
	18	<u>192,700</u>	1,700	<u>212,500</u>	1,700	<u>290,900</u>	1,200	<u>333,300</u>	900	430,600	
	19	<u>195,200</u>	1,700	<u>214,200</u>	1,700	<u>293,200</u>	1,200	<u>335,400</u>	700	431,800	
	20	<u>197,700</u>	1,700	<u>215,700</u>	1,700	<u>295,700</u>	1,200	<u>337,400</u>	600	433,100	
	21	<u>200,200</u>	1,700	<u>217,500</u>	1,700	<u>297,700</u>	1,200	<u>339,500</u>	600	434,200	
	22	<u>201,900</u>	1,700	<u>219,400</u>	1,700	<u>300,100</u>	1,100	<u>341,300</u>	300	435,400	
	23	<u>203,600</u>	1,700	<u>221,300</u>	1,700	<u>302,300</u>	1,000	<u>343,400</u>	200	436,700	
	24	<u>205,300</u>	1,700	<u>223,200</u>	1,700	<u>304,900</u>	900	<u>345,300</u>		438,000	
	25	<u>206,800</u>	1,700	<u>224,700</u>	1,700	<u>307,200</u>	800	<u>347,100</u>		439,300	
	26	<u>208,300</u>	1,700	<u>226,700</u>	1,700	<u>309,600</u>	800	<u>349,000</u>		440,500	
	27	<u>210,000</u>	1,700	<u>228,700</u>	1,700	<u>311,900</u>	600	<u>351,000</u>		441,500	
	28	<u>211,600</u>	1,700	<u>230,700</u>	1,700	<u>314,100</u>	500	<u>353,000</u>		442,600	
	29	<u>213,100</u>	1,700	<u>232,500</u>	1,700	<u>316,300</u>	500	<u>354,900</u>		443,900	
	30	<u>214,800</u>	1,700	<u>235,200</u>	1,700	<u>318,300</u>	300	<u>356,700</u>		445,000	
	31	<u>216,500</u>	1,700	<u>237,900</u>	1,700	<u>320,300</u>	200	<u>358,400</u>		446,200	
	32	<u>218,200</u>	1,700	<u>240,600</u>	1,700	<u>322,300</u>		<u>360,300</u>		447,300	
	33	<u>219,600</u>	1,600	<u>243,200</u>	1,700	<u>324,200</u>		<u>361,600</u>		448,500	
	34	<u>221,400</u>	1,600	<u>246,000</u>	1,700	<u>326,300</u>		<u>363,300</u>		449,400	
	35	<u>223,200</u>	1,600	<u>248,600</u>	1,700	<u>328,400</u>		<u>364,800</u>		450,300	
	36	<u>225,000</u>	1,600	<u>251,300</u>	1,700	<u>330,400</u>		<u>366,600</u>		451,000	
	37	<u>226,500</u>	1,600	<u>253,800</u>	1,700	<u>332,500</u>		<u>368,500</u>		451,800	
	38	<u>228,300</u>	1,600	<u>256,200</u>	1,600	<u>334,600</u>		<u>370,000</u>		452,600	
	39	<u>230,100</u>	1,600	<u>258,700</u>	1,600	<u>336,800</u>		<u>371,300</u>		453,400	
	40	<u>231,900</u>	1,600	<u>261,000</u>	1,600	<u>339,000</u>		<u>372,900</u>		454,200	
	41	<u>233,600</u>	1,600	<u>263,600</u>	1,600	<u>340,700</u>		<u>374,000</u>		455,100	
	42	<u>235,300</u>	1,600	<u>266,000</u>	1,600	<u>342,900</u>		<u>375,400</u>		455,900	
	43	<u>236,900</u>	1,600	<u>268,200</u>	1,600	<u>344,900</u>		<u>376,800</u>		456,700	
	44	<u>238,500</u>	1,600	<u>270,400</u>	1,600	<u>347,100</u>		<u>378,300</u>		457,500	
	45	<u>239,900</u>	1,600	<u>272,500</u>	1,600	<u>348,900</u>		<u>379,700</u>		458,400	
	46	<u>241,200</u>	1,500	<u>274,700</u>	1,600	<u>350,800</u>		<u>381,300</u>		459,200	
	47	<u>242,500</u>	1,500	<u>276,900</u>	1,600	<u>352,800</u>		<u>382,900</u>		460,000	
	48	<u>243,700</u>	1,500	<u>278,800</u>	1,500	<u>354,800</u>		<u>384,400</u>		460,800	

職員 の区 分	職務の 級 号 給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
	49	<u>245,100</u>	1,500	<u>281,100</u>	1,500	<u>356,400</u>		<u>385,800</u>		461,700	
	50	<u>246,600</u>	1,500	<u>283,000</u>	1,400	<u>358,300</u>		<u>387,300</u>		462,500	
	51	<u>247,800</u>	1,500	<u>284,900</u>	1,400	<u>360,100</u>		<u>388,800</u>		463,300	
	52	<u>249,300</u>	1,500	<u>286,900</u>	1,400	<u>362,000</u>		<u>390,200</u>		464,100	
	53	<u>250,400</u>	1,400	<u>288,600</u>	1,300	<u>363,800</u>		<u>391,400</u>		465,000	
	54	<u>251,600</u>	1,400	<u>290,900</u>	1,200	<u>365,500</u>		<u>392,700</u>		465,800	
	55	<u>253,000</u>	1,400	<u>293,200</u>	1,200	<u>367,200</u>		<u>393,800</u>		466,600	
	56	<u>254,000</u>	1,300	<u>295,700</u>	1,200	<u>368,800</u>		<u>394,900</u>		467,400	
	57	<u>255,300</u>	1,300	<u>297,700</u>	1,200	<u>370,300</u>		<u>396,300</u>		468,300	
	58	<u>256,300</u>	1,200	<u>300,100</u>	1,100	<u>371,800</u>		<u>397,500</u>			
	59	<u>257,400</u>	1,200	<u>302,300</u>	1,000	<u>373,300</u>		<u>398,700</u>			
	60	<u>258,600</u>	1,200	<u>304,900</u>	900	<u>374,700</u>		<u>400,000</u>			
	61	<u>259,900</u>	1,200	<u>307,200</u>	800	<u>375,800</u>		<u>401,200</u>			
	62	<u>260,900</u>	1,100	<u>309,600</u>	800	<u>377,200</u>		<u>402,200</u>			
	63	<u>262,300</u>	1,100	<u>311,900</u>	600	<u>378,600</u>		<u>403,600</u>			
	64	<u>263,400</u>	1,100	<u>314,100</u>	500	<u>379,900</u>		<u>404,900</u>			
	65	<u>264,700</u>	1,100	<u>316,300</u>	500	<u>381,200</u>		<u>406,100</u>			
	66	<u>266,100</u>	1,000	<u>318,300</u>	300	<u>382,500</u>		<u>407,200</u>			
	67	<u>267,500</u>	900	<u>320,300</u>	200	<u>383,700</u>		<u>408,400</u>			
	68	<u>269,100</u>	800	<u>322,300</u>		<u>385,000</u>		<u>409,500</u>			
	69	<u>270,500</u>	800	<u>324,200</u>		<u>386,300</u>		<u>410,500</u>			
	70	<u>271,800</u>	700	<u>326,300</u>		<u>387,400</u>		<u>411,500</u>			
	71	<u>273,100</u>	600	<u>328,400</u>		<u>388,700</u>		<u>412,500</u>			
	72	<u>274,400</u>	500	<u>330,400</u>		<u>389,900</u>		<u>413,500</u>			
	73	<u>275,500</u>	500	<u>332,500</u>		<u>391,300</u>		<u>414,500</u>			
	74	<u>276,700</u>	300	<u>334,600</u>		<u>392,300</u>		<u>415,200</u>			
	75	<u>278,000</u>	200	<u>336,800</u>		<u>393,400</u>		<u>415,900</u>			
	76	<u>279,000</u>		<u>339,000</u>		<u>394,400</u>		<u>416,600</u>			
	77	<u>280,200</u>		<u>340,700</u>		<u>395,300</u>		<u>417,300</u>			
	78	<u>281,400</u>		<u>342,600</u>		<u>396,300</u>		<u>418,000</u>			
	79	<u>282,600</u>		<u>344,300</u>		<u>397,400</u>		<u>418,700</u>			
	80	<u>283,800</u>		<u>346,100</u>		<u>398,500</u>		<u>419,400</u>			
	81	<u>284,900</u>		<u>347,900</u>		<u>399,200</u>		<u>420,200</u>			
	82	<u>286,100</u>		<u>349,700</u>		<u>400,100</u>		<u>420,900</u>			
	83	<u>287,300</u>		<u>351,100</u>		<u>401,000</u>		<u>421,600</u>			
	84	<u>288,500</u>		<u>352,900</u>		<u>401,900</u>		<u>422,300</u>			
	85	<u>289,500</u>		<u>354,100</u>		<u>402,700</u>		<u>422,900</u>			
	86	<u>290,600</u>		<u>355,700</u>		<u>403,600</u>		<u>423,400</u>			
	87	<u>291,600</u>		<u>357,200</u>		<u>404,400</u>		<u>424,000</u>			
	88	<u>292,800</u>		<u>358,700</u>		<u>405,200</u>		<u>424,700</u>			
	89	<u>293,900</u>		<u>360,000</u>		<u>405,800</u>		<u>425,400</u>			
	90	<u>295,000</u>		<u>361,300</u>		<u>406,500</u>		<u>426,000</u>			
	91	<u>296,200</u>		<u>362,700</u>		<u>407,200</u>		<u>426,700</u>			
	92	<u>297,400</u>		<u>364,100</u>		<u>407,900</u>		<u>427,200</u>			
再任 用職 員以 外の 職員	93	<u>297,900</u>		<u>365,600</u>		<u>408,500</u>		<u>427,600</u>			
	94	<u>298,900</u>		<u>366,900</u>		<u>409,300</u>		<u>428,200</u>			
	95	<u>300,000</u>		<u>368,200</u>		<u>410,000</u>		<u>428,800</u>			
	96	<u>301,200</u>		<u>369,400</u>		<u>410,800</u>		<u>429,400</u>			



職員 の区 分	職務の 級 号 給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
	97	302,200		370,400		411,500		429,800			
	98	303,300		371,400		412,300		430,400			
	99	304,300		372,400		413,100		431,000			
	100	305,400		373,400		413,900		431,600			
	101	306,300		374,300		414,500		432,000			
	102	307,400		375,300		415,200		432,600			
	103	308,500		376,300		415,900		433,200			
	104	309,500		377,300		416,600		433,800			
	105	310,100		378,100		417,400		434,200			
	106	311,000		379,000		418,100		434,800			
	107	311,800		379,900		418,800		435,400			
	108	312,600		380,900		419,600		436,000			
	109	313,500		381,700		420,200		436,400			
	110	313,900		382,700		420,700		437,000			
	111	314,300		383,700		421,200		437,600			
	112	314,800		384,700		421,800		438,200			
	113	315,400		385,300		422,300		438,600			
	114	315,800		386,200		422,800		439,200			
	115	316,300		387,100		423,300		439,800			
	116	316,800		388,000		423,800		440,400			
	117	317,400		388,800		424,400		440,800			
	118	317,900		389,500		424,900		441,400			
	119	318,300		390,300		425,400		442,000			
	120	318,800		391,100		425,900		442,600			
	121	319,300		391,700		426,500		443,000			
	122	319,700		392,500		427,000					
	123	320,200		393,200		427,500					
	124	320,700		393,900		428,000					
	125	321,300		394,500		428,600					
	126	321,600		395,200		429,100					
	127	321,900		395,700		429,600					
	128	322,200		396,300		430,100					
	129	322,400		397,000		430,700					
	130	322,700		397,600		431,200					
	131	323,000		398,100		431,700					
	132	323,300		398,600		432,200					
	133	323,500		398,900		432,800					
	134	323,700		399,500		433,300					
	135	323,900		400,100		433,800					
	136	324,200		400,700		434,300					
	137	324,500		401,200		434,900					
	138	324,700		401,800							
	139	325,000		402,400							
	140	325,300		403,000							
	141	325,500		403,400							
	142	325,700		404,000							
	143	326,000		404,500							
	144	326,200		405,100							

職員 の区 分	職務の 級 号 給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
	145	326,500		405,500							
	146	326,700		406,100							
	147	327,000		406,600							
	148	327,300		407,200							
	149	327,500		407,600							
	150	327,700		408,100							
	151	328,000		408,600							
	152	328,300		409,100							
	153	328,500		409,700							
	154	328,800		410,200							
	155	329,100		410,700							
	156	329,400		411,200							
	157	329,600		411,800							
	158	329,800		412,300							
	159	330,100		412,800							
	160	330,400		413,300							
	161	330,600		413,900							
	162	330,800		414,400							
	163	331,100		414,900							
	164	331,400		415,400							
	165	331,600		416,000							
	166			416,500							
	167			417,000							
	168			417,500							
	169			418,100							
	170			418,600							
	171			419,100							
	172			419,600							
	173			420,200							
	174			420,700							
	175			421,200							
	176			421,700							
	177			422,300							
	178			422,800							
	179			423,300							
	180			423,800							
	181			424,400							
	182			424,900							
	183			425,400							
	184			425,900							
	185			426,500							
再任 用職 員		234,000		274,300		296,600		324,400		405,200	

V 学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）新旧対照表  
 〈第1条関係〉

改 正	現 行
第1条～第18条の3 (略) (期末手当) 第19条 (略) 2・3 (略) 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し_____、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 5・6 (略) 第19条の2・第19条の3 (略) (勤勉手当) 第20条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の、教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し_____、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の97.5</u> （特定幹部職員にあつては、 <u>100分の117.5</u> ）を乗じて得た額の総額 (2) (略) 3～5 (略) 第20条の2～第29条 (略)	第1条～第18条の3 (略) (期末手当) 第19条 (略) 2・3 (略) 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、 <u>若しくは失職し</u> 、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 5・6 (略) 第19条の2・第19条の3 (略) (勤勉手当) 第20条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の、教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、 <u>若しくは失職し</u> 、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の92.5</u> （特定幹部職員にあつては、 <u>100分の112.5</u> ）を乗じて得た額の総額 (2) (略) 3～5 (略) 第20条の2～第29条 (略)

〈第2条関係〉

改 正	現 行
第1条～第2条 (略) (給料表) 第3条 (略) 2 前項の給料表（以下「給料表」という。）	第1条～第2条 (略) (給料表) 第3条 (略) 2 前項の給料表（以下「給料表」という。）

改 正	現 行
<p>は、地方公務員法第22条の2第1項に規定する 会計年度任用職員</p>	<p>は、地方公務員法第22条の2第1項に規定する 会計年度任用職員及び同法第22条の3第1項の 規定により臨時的に任用された職員（第23条に おいて「臨時的任用職員」という。）以外の全 ての職員に適用するものとする。</p>
<p>以外の全 ての職員に適用するものとする。</p>	<p>以外の全 ての職員に適用するものとする。</p>
<p>第4条（略）</p>	<p>第4条（略）</p>
<p>（初任給、昇給等の基準）</p>	<p>（初任給、昇給等の基準）</p>
<p>第5条（略）</p>	<p>第5条（略）</p>
<p>2～4（略）</p>	<p>2～4（略）</p>
<p>5 55歳に達した日以後における最初の3月31日 を超えて在職する職員に関する前項の規定の適 用については、同項中「4号給（教育職給料表 の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上 であるもの及び海事職給料表（1）の適用を受け る職員でその職務の級が6級であるものにあつ ては、3号給）」とあるのは、「<u>0</u>」とす る。</p>	<p>5 55歳に達した日以後における最初の3月31日 を超えて在職する職員に関する前項の規定の適 用については、同項中「4号給（教育職給料表 の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上 であるもの及び海事職給料表（1）の適用を受け る職員でその職務の級が6級であるものにあつ ては、3号給）」とあるのは、「<u>1号給</u>」とす る。</p>
<p>6～9（略）</p>	<p>6～9（略）</p>
<p>第5条の2～第9条の3（略）</p>	<p>第5条の2～第9条の3（略）</p>
<p>（住居手当）</p>	<p>（住居手当）</p>
<p>第9条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに 該当する職員に支給する。</p>	<p>第9条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに 該当する職員に支給する。</p>
<p>(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号 において同じ。）を借り受け、月額<u>1万 6,000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下 同じ。）を支払っている職員（県が設置する 公舎に入居している職員その他人事委員会規 則で定める職員を除く。）</p>	<p>(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号 において同じ。）を借り受け、月額<u>1万 2,000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下 同じ。）を支払っている職員（県が設置する 公舎に入居している職員その他人事委員会規 則で定める職員を除く。）</p>
<p>(2) 第9条の6第1項又は第3項の規定により 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が 居住するための住宅（県が設置する公舎その 他人事委員会規則で定める住宅を除く。）を 借り受け、月額<u>1万6,000円</u>を超える家賃を 支払っているもの又はこれらのものとの権衡 上必要があると認められるものとして人事委 員会規則で定めるもの</p>	<p>(2) 第9条の6第1項又は第3項の規定により 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が 居住するための住宅（県が設置する公舎その 他人事委員会規則で定める住宅を除く。）を 借り受け、月額<u>1万2,000円</u>を超える家賃を 支払っているもの又はこれらのものとの権衡 上必要があると認められるものとして人事委 員会規則で定めるもの</p>
<p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の 区分に応じて、当該各号に定める額（第1号に 掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもある ものについては、第1号及び第2号に定める額 の合計額）とする。</p>	<p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の 区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号に 掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもある ものについては、第1号及び第2号に掲げる額 の合計額）とする。</p>
<p>(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員 の区分に応じて、それぞれ次に定める額（そ の額に100円未満の端数を生じたときは、こ</p>	<p>(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員 の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（そ の額に100円未満の端数を生じたときは、こ</p>

改 正	現 行
<p>れを切り捨てた額) に相当する額</p> <p>ア 月額<u>2万7,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>1万6,000円</u>を控除した額</p> <p>イ 月額<u>2万7,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>2万7,000円</u>を控除した額の2分の1 (その控除した額の2分の1が1万7,500円を超えるときは、1万7,500円) を1万1,000円に加算した額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第9条の5～第19条の3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の、教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在 (退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の115</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第20条の2～第22条 (略)</p> <p>第23条 削除</p> <p>第24条～第29条 (略)</p> <p>別表第1～別表第6 (略)</p>	<p>れを切り捨てた額) に相当する額</p> <p>ア 月額<u>2万3,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>1万2,000円</u>を控除した額</p> <p>イ 月額<u>2万3,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>2万3,000円</u>を控除した額の2分の1 (その控除した額の2分の1が1万7,500円を超えるときは、1万7,500円) を1万1,000円に加算した額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第9条の5～第19条の3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の、教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在 (退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の97.5</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の117.5</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第20条の2～第22条の3 (略)</p> <p><u>(臨時的任用職員の給与)</u></p> <p>第23条 <u>臨時的任用職員については、別に人事委員会規則で定めるところにより給与を支給する。</u></p> <p>第24条～第29条 (略)</p> <p>別表第1～別表第6 (略)</p>

## VI 体育センター等の特定事業契約の変更の内容

### 1 変更契約の内容

- 概要

建設費用の物価変動による改定及びLAN配線等の追加に伴い、契約金額を変更する。

- 変更の内容

事業名称	契約者名	契約金額
体育センター等 特定事業	神奈川スポーツコミュニケーションズ 株式会社	契約金額の増 108,666,248 円 (変更前) 22,179,272,808 円 (変更後) 22,287,939,056 円

### 2 体育センター等特定事業の概要

- 事業名称 体育センター等特定事業

- 実施場所 藤沢市善行七丁目1番1号及び2号

- 契約期間 平成29年7月6日～令和17年3月31日

- 業務内容

#### (1) 施設整備業務

##### ア 設計、建設、監理

(ア) 新築	a スポーツアリーナ2	鉄骨造	地上2階
	b 総合教育センター棟	鉄骨造	地上7階
	c 宿泊棟	RC造	地上3階
	d テニスコート更衣室	鉄骨造	地上1階

(イ) 改修	a グリーンハウス
	b テニスコート

##### イ 備品調達・設置

#### (2) 開業準備

##### ア 引越支援

##### イ 開館式準備・支援等

#### (3) 維持管理業務

ア 内容	点検・保守、経常修繕、環境衛生管理、清掃、警備等
------	--------------------------

イ 期間	スポーツ関連施設 令和2年4月～令和17年3月(15年間)
	総合教育センター棟 令和3年4月～令和17年3月(14年間)

#### (4) 運営支援業務

ア 内容	受付・利用調整、プール監視、宿泊施設管理等
------	-----------------------

イ 期間	スポーツ関連施設 令和2年4月～令和17年3月(15年間)
------	-------------------------------

#### (5) 飲食施設等運営業務

ア 内容	飲食物販施設の運営、自動販売機運営
------	-------------------

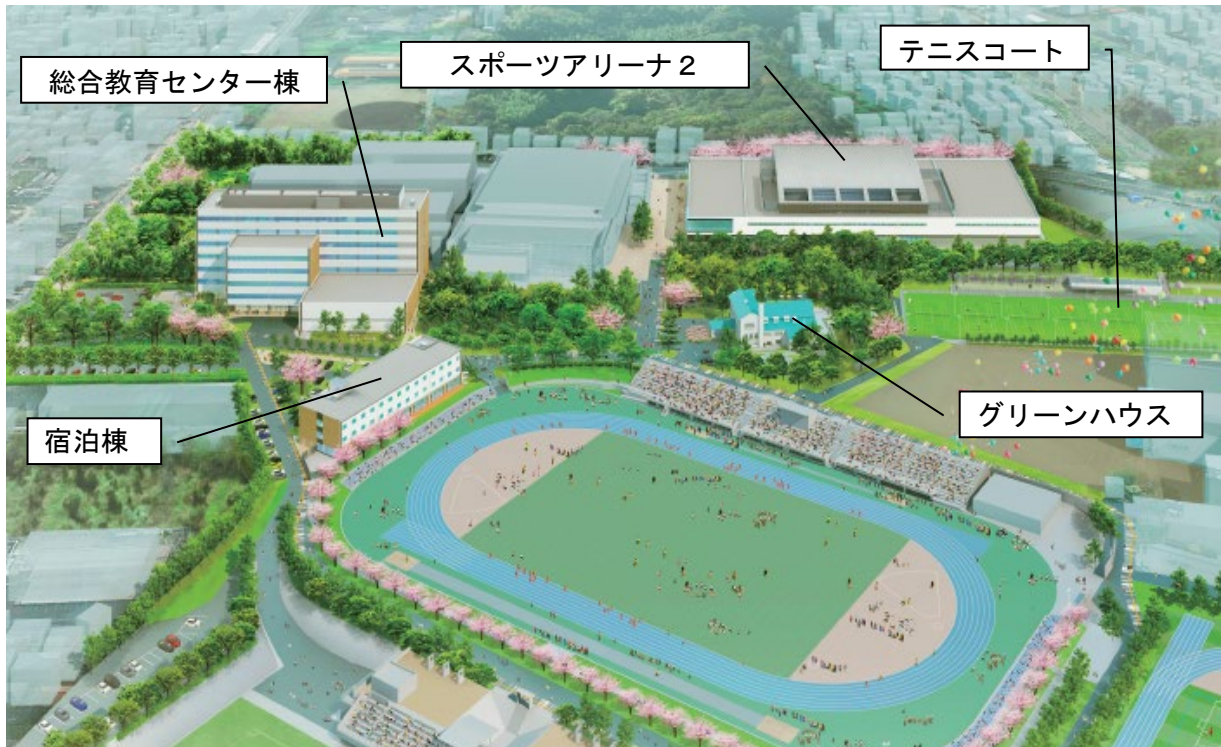
イ 期間	令和2年4月～令和17年3月
------	----------------

#### (6) 自主事業

ア 内容	健康増進やスポーツ振興に資する事業
------	-------------------

イ 期間	令和2年4月～令和17年3月
------	----------------

(完成イメージ)



※ P F I 事業で整備する施設以外(例：陸上競技場等)は、県直営方式による整備のため、外観図は簡素化して表現しています。

(スケジュール)

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	～ 令和 16 年度
内容	P F I 方式	新築等建物の設計・施工等			(LAN 配線工事)		
	県 直 営 方式	陸上競技場スタンド改築工事 スポーツアリーナ設備改修工事			4 月 ス ポ ー ツ 施 設 供 用 開 始	4 月 総 合 教 育 C 棟 供 用 開 始	
						維持管理・運営支援等	